

香川県条例第4号

香川県企業誘致条例の一部を改正する条例

香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設若しくは<u>観光施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置する企業又は産業用地の整備を行う企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>企業誘致を推進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設（<u>他の製造業者等に賃貸するものを除く。</u>）であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>産業用地 工場、試験研究施設、情報処理関連施設又は物流拠点施設を設置するために整備する土地の区域をいう。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>対象施設等</u>（<u>対象施設又は産業用地をいう。以下同じ。</u>）を設置し、又は整備しようとする場合において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該<u>対象施設等</u>の設置又は整備が雇用機会</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県内に工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は<u>観光施設</u>を設置する企業に対し、助成措置を講ずることによって<u>その立地を促進し</u>、本県における地域経済の発展、産業の高度化及び活性化並びに雇用機会の拡大を図るとともに、にぎわいを創出し、もって県民生活の安定向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 物流拠点施設 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業を営む者（以下「製造業者等」という。）が、<u>その</u>製品、商品、原材料その他の物資の流通を目的に行う当該物資の包装、荷役又は保管の用に供する施設であって、県の区域を越える物流の拠点となるものをいう。</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(助成企業の指定)</p> <p>第3条 知事は、企業が<u>工場、試験研究施設、情報処理関連施設、物流拠点施設、地方拠点強化施設又は観光施設</u>（以下「対象施設」という。）を設置しようとする場合（<u>物流拠点施設にあっては、製造業者等に賃貸する目</u></p>

の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設等の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設等ごとに指定をすることができる。

2・3 略

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）であって対象施設を設置しようとするものに対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

2 知事は、指定企業であって産業用地を整備しようとするものに対して、資金の調達その他の当該産業用地の整備に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したとき、又は当該産業用地の整備を完了したときは、対象施設等の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金を、当該指定企業に対して交付することができる。

2・3 略

(指定の取消し)

第6条 略

(1) 当該指定に係る対象施設等が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設等その他の事業を行う場所に

的で設置しようとする場合を含む。）において、環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該対象施設の設置が雇用機会の拡大、にぎわいの創出その他県民生活の安定向上に寄与するものとして、対象施設の区分ごとに規則で定める要件を満たすときは、当該企業を助成措置を講ずる企業として、当該対象施設ごとに指定をすることができる。

2 略

3 第1項の指定を受けようとする企業は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(助言及び情報の提供)

第4条 知事は、前条第1項の指定を受けた企業（以下「指定企業」という。）に対して、対象施設の用地の取得、労働力の充足、資金の調達その他の当該対象施設の設置又は運営に必要な事項について助言及び情報の提供をすることができる。

(助成金の交付)

第5条 知事は、指定企業が当該対象施設において業務を開始したときは、対象施設の区分に応じ、規則で定めるところにより算出した額の助成金をその業務の開始の日以後において、当該指定企業に対して交付することができる。

2・3 略

(指定の取消し)

第6条 知事は、指定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 当該指定に係る対象施設が第3条第1項に規定する要件を満たさなくなったと認められるとき。

(2)～(4) 略

(報告及び調査)

第9条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、指定企業に対して報告を求め、又はその職員に、当該対象施設その他の事業を行う場所に立

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 令和8年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に香川県企業誘致条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 略

附 則

(この条例の失効)

4 この条例は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

5 平成35年3月31日以前に新条例第3条第3項の規定により申請した企業の当該申請に係る指定及び当該指定に係る助成金の交付については、この条例の失効後も、なお従前の例による。